

笠岡市プレコンセプションケア推進事業実施業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

性別を問わず，若い世代が自らの性と健康に関する科学的・医学的根拠に基づく情報を得て，妊娠・出産を含めた将来のライフデザインや健康管理について主体的に考えることができる環境を整えることが重要である。

一方，「もっと早くに出産していれば」「正しい知識を得ることが難しかった」という子育て世帯当事者の声に示されるように，必要な情報が適切なタイミングで届いていない現状がある。

本事業は，性や健康に関する情報を「自分事」として捉える機会を創出し，一人一人が自分の将来や健康について自らの意思で考え，希望するライフスタイルを実現するための一助となることを目的とし，このような取り組みを推進することができる事業者を選定するため，その実施方法等必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

笠岡市プレコンセプションケア推進事業実施業務

(2) 業務内容

別紙「笠岡市プレコンセプションケア推進事業実施業務仕様書」のとおり

※仕様書の内容は現時点での予定であり，今後，国の方針等示される中で，協議の上変更する可能性がある。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 見積限度額

1, 595, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 選定方法

本業務は，価格のみによる競争では目的を達成できないため，広く提案を募集し，プロポーザルを行って提案内容を総合的に評価することにより，最も適切な事業者を選定して契約候補者として特定するため，業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式により募集する。

5 参加資格要件

本業務の提案に参加する業者は、次の全ての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 8 年度笠岡市競争入札参加資格を有している者であること。
ただし、参加資格を有していない場合は、企画提案書等の提出期限までに役務の参加資格の登録（その他）を完了すること。（担当：笠岡市総務部財政課）
- (3) 公募開始日から契約締結日まで、笠岡市の指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 笠岡市暴力団排除条例（平成 24 年笠岡市条例第 11 号）第 2 条、笠岡市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成 17 年笠岡市告示第 102 号）第 3 条別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (7) 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人間関係のある複数の者でないこと。

6 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

内 容	期 日
① 実施要領・仕様書公表	令和 8 年 6 月 22 日（月）
② 質問書受付期間	令和 8 年 6 月 22 日（月）から 同年 6 月 26 日（金） 17 時 15 分まで
③ 質問書に対する回答期限	令和 8 年 7 月 1 日（水） 17 時 15 分まで
④ 参加申込書提出期限	令和 8 年 7 月 15 日（水） 17 時 15 分まで
⑤ 企画提案書及び見積書提出期限	令和 8 年 7 月 29 日（水） 17 時 15 分まで
⑥ プレゼンテーション実施	令和 8 年 8 月 3 日（月）
⑦ 選定結果通知（予定）	令和 8 年 8 月 7 日（金）

7 質問の受付

(1) 提出様式

実施要領等に関する質問書（様式1）

(2) 受付期間

令和8年6月22日（月）から6月26日（金）17時15分まで

(3) 提出先

笠岡市こども・健康福祉部子育て支援課

(4) 提出方法

電子メールによる

- ・提出先メールアドレス kosodateshien@city.kasaoka.lg.jp
- ・件名 「笠岡市プレコンセプションケア推進事業実施業務プロポーザル質問」

(5) 回 答

競争上の地位を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページ上で公開する。

(6) その他

ア 質問の送信時に、必ず担当者の電子メールアドレスを記載すること。

イ 電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は一切受け付けない。

ウ 質問及び関係書類に関する質問は、提出書類及び企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

8 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和8年7月15日（水）17時15分まで

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 会社概要書（様式4）

ウ 納税証明書（国税，県税，市税に滞納が無いことの証明）

エ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（写しでも可）

オ 業務実績調書（様式5）

（ウ及びエについては、提出日から3か月前の日以降に発行されたもの）

(3) 提出場所

笠岡市こども・健康福祉部子育て支援課（担当：大月）

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、提出期間のうち土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで

※郵送の場合は、7月15日（水）17時15分 必着

〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1

電話 0865-69-2132

9 参加資格の確認通知

8で提出された参加申込書及び添付書類に基づき、応募事業者のプロポーザルへの参加資格要件について審査し、参加資格の可否を応募事業者全てに通知する。

なお、通知は、参加申込書に記載されたメールアドレスへの送信とする。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

7月29日（水）17時15分まで

(2) 提出書類【提出部数 7部（正本1部，副本6部）】

- ① 企画提案書【表紙】（様式3）
- ② 会社概要書（様式4）
- ③ 業務実績調書（様式5）
- ④ 工程表（任意様式）
- ⑤ 企画提案書（任意様式）
- ⑥ 参考見積書（様式6）
- ⑦ 業務実施体制（様式7）
- ⑧ 出席者報告書（様式8）

(3) 企画提案書の記載内容

参加者は、仕様書及び説明会での説明等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとし、次の書類を提出すること。

なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(4) 企画提案書の様式等

ア 企画提案書は縦置き横書きで、基本的にA4版・両面印刷で左綴じにすること。

ただし、表現の都合上用紙の方向を一部変更したり、記述方向を一部縦書きとし

たりすることは差し支えない。また、A3版を利用した方が分かりやすい場合は、A3版（折込）の利用も可とする。（提出書類①～⑧を①が一番上になるように順番にすること）

イ 企画提案書は、ページ番号を付けること。なお、ページ数に制限は定めない。

ウ 製本は、A4フラットファイルに綴りインデックスをつけ、ファイル表紙及び背表紙に事業者名を記載すること。

エ 押印した「正本」を1部、「副本」を6部提出すること。

(5) 提出場所

笠岡市こども・健康福祉部子育て支援課（担当：大月）

(6) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、提出期間のうち土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで

※郵送の場合は、7月29日（水）17時15分 必着

〒714-8601 岡山県笠岡市中央町1番地の1

電話 0865-69-2132

(7) 留意事項

提出期間内に企画提案書等の提出がなかった場合は、本プロポーザルには参加できない。

ア 内容に間違い、不足がないか十分に確認すること。

イ 提出できる企画は1提案者につき1案までとする。

ウ 企画内容は、提案者が確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとする。

エ 本事業に係る企画提案に要する経費は、各参加事業者の負担とする。

オ 提出された企画提案書等は、一切返還しない。

カ 企画提案書等は、笠岡市において複製を行う場合があるが、応募事業者は複製について同意したものとみなす。

キ 企画提案書等の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を無断、無償で行うものとする。

ク 申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退届提出後は、いかなる理由があっても再提案は認めない。

1.1 プレゼンテーション及びヒアリングの実施日程

ヒアリング参加者は所定の日時に来庁またはオンラインにより参加すること。時間については、企画提案書受付最終日の翌日に通知することとする。

参加者は、本事業を受託した際の総括担当者を含めた3名以内とする。また、追加の資料は受け付けないこととする。

- (1) 実施日 令和8年8月3日（月）
- (2) 実施場所 笠岡市役所 本庁 第1会議室
- (3) 所要時間 企画提案書説明20分以内，質疑応答15分以内，準備撤収10分
- (4) その他 応募が1社のみであっても，参加資格を満たしている場合は，ヒアリングを実施する。

1.2 審査及び業者の選定

プロポーザルの審査は、企画提案書及び見積書等を参考に、プロポーザル審査委員会において基準表（別紙2）により総合的に評価し決定する。

審査については、企画提案書、見積書等を提出した業者においてプレゼンテーション及びヒアリングをもとに実施して決定する。

審査結果は、審査参加者すべてに文書で通知するものとする。なお、審査内容及び審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

1.3 失格条件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1.4 契約に関する基本事項

(1) 契約方法

最優先候補者に選定された事業者と契約内容についての協議を行い、合意した場合、契約を締結する。なお、合意に至らなかったときは、次に順位が高い事業者と契約締結の交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、企画提案書等に基づき、契約を行う事業者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

(3) 契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了後に一括して支払うものとする。

1 5 その他

(1) 本プロポーザルの実施及び業務スケジュールは以上のとおり予定しているが、変更する場合がある。この場合、参加表明者等に後日、文書等にて通知するものとする。

(2) 提出された書類は、笠岡市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、公開するものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考えられる部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。

1 6 問合せ及び提出先

担当部署 笠岡市こども・健康福祉部子育て支援課

電子メール kosodateshien@city.kasaoka.lg.jp

住 所 〒714-8601 笠岡市中央町1番地1

電 話 0865-69-2132

F A X 0865-69-2561